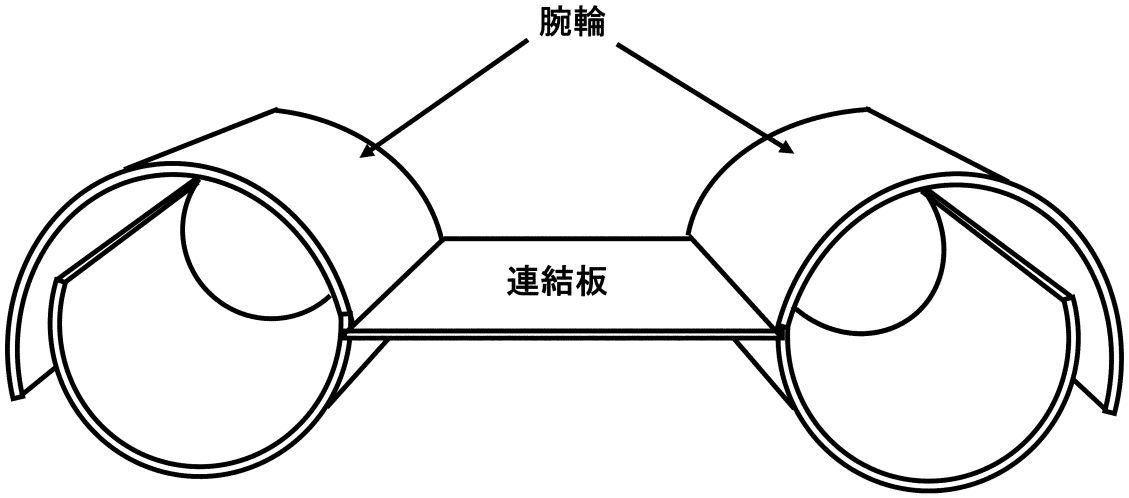
図二　手錠（第二種）



○法務省令第三十一号

少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、少年鑑別所法施行規則を次のように定める。

平成二十七年五月八日

法務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

少年鑑別所法施行規則

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　鑑別対象者の鑑別（第九条）
第三章　入所（第十条―第十三条）
第四章　観護処遇の態様等（第十四条・第十五条）
第五章　健全な育成のための支援（第十六条）
第六章　保健衛生及び医療（第十七条―第二十三条）
第七章　物品の貸与等及び自弁（第二十四条―第二十七条）
第八章　金品の取扱い（第二十八条―第三十四条）
第九章　書籍等の閲覧等（第三十五条・第三十六条）
第十章　規律及び秩序の維持（第三十七条―第四十一条）
第十一章　外部交通（第四十二条―第五十九条）
第十二章　救済の申出等（第六十条―第六十七条）
第十三章　死亡（第六十八条―第七十条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この規則は、少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号。以下「法」という。）の規定による委任に基づく事項その他法の施行に必要な事項を定めるものとする。

（法第三条第三号に掲げる事務を行うに当たって用いる名称）

第二条　少年鑑別所は、法第三条第三号に掲げる事務を行うに当たっては、法務大臣が別に定めるところにより、法務少年支援センターという文字を含む名称を用いるものとする。

（少年鑑別所視察委員会の名称）

第三条　少年鑑別所視察委員会（以下「委員会」という。）の名称は、視察委員会という文字にその置かれる少年鑑別所の名称を冠したものとする。

（委員長）

第四条　委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2　委員長は、委員会の会務を総理する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の議事）

第五条　委員会の会議は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　前二項に定めるもののほか、委員会の議事に関し必要な事項は、委員会が定める。